

○社会福祉法人須恵町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(平成15年1月14日)
規程第9号

改正 平成16年3月2日規程第1号 平成20年2月5日規程第1号
平成21年3月3日規程第1号 平成23年3月4日規程第1号
令和2年3月5日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、次に掲げる者をいう。

会長、副会長、監事、理事

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

2 報酬の支給に関しては、監事報酬については5月及び10月の末日、月額報酬については毎月末日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、末日に最も近い休日でない日とする。

3 任期満了、辞職、失職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。

4 1月に満たない期間の報酬は、日割り計算により支給する。

5 正当な理由なく、当該月に1度も職務に従事しなかったときは、その者には月額報酬を支給しない。

改正(平20規程第1号)

(旅費)

第4条 役員が、公務のため旅行したときに支給する旅費については、別表2のとおり支給する。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員、総合相談員及び各種委員が公務のため旅行したときは、予算の範囲内において費用弁償を支給する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月2日規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月5日規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月3日規程第1号)

この規程は、平成21年3月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月4日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 改正（令2規程第1号）

区 分	報 酬 額
会 長	月 額 150,000円
副 会 長	月 額 100,000円
監 事	監査1回 20,000円

別表2（第4条関係） 全改（平21規程第1号）

区 分	旅 費
会 副 理 監 会 長 事 事	須恵町有給職員旅費支給条例（昭和32年須恵町条例第45号）の特別職の職員に準じて支給する。

○社会福祉法人須恵町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する内規

平成20年3月4日
内規第1号

改正 平成23年2月7日内規第1号

(目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人須恵町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成15年規程第9号）第5条の規定により役員等の費用弁償を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等の費用弁償は、別表のとおりとする。

なお、別表に記載なきものは、会長の判断によるものとする。

(支払)

第3条 費用弁償は、会議等開催時において現金払とし、受領印を押印するものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月7日内規第1号）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 全改（平23内規第1号）

(単位：円)

会議名	役員等						
	会 長	副会長	理 事 (健康 福祉課 長 除 く。)	監 事	評議員	その他	
理 事 会	2,000	2,000	2,000	2,000			
評 議 員 会	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		2,000
総 務 委 員 会	2,000	2,000	2,000				
企 画 ・ 広 報 委 員 会	0	0	2,000				
福祉ボランティア委員会	0	0	2,000				
監 事 監 査	0	0		2,000			
判 定 委 員 会	2,000	2,000	2,000				
生活福祉資金調査委員会			2,000				2,000
苦情解決第三者委員会	2,000	2,000					2,000
議会・総務委員会協議会	2,000	2,000	2,000				

福祉施設との協議会	2,000	2,000	2,000			
福祉協力校担当国会議	2,000	2,000	2,000			
小地域正副代表国会議	2,000	2,000				2,000
生活福祉総合相談						2,000
共同募金推進国会議	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000